

令和3年第2回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】	…P 1
資料2：固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表 【承認第2号関係】	…P 3 3
資料3：「江差割」宿泊キャンペーン事業の概要【承認第4号関係】	…P 3 5
資料4：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の概要【議案第1号関係】	…P 3 7
資料5：運動公園乗用ロータリーモア更新事業の概要【議案第1号関係】	…P 4 7

江差町税条例新旧対照表 【第 1 条による改正】

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 280,000 円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの。</p> <p>ア 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 280,000 円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの。</p> <p>ア 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に<u>経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定める</u>ところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第5.3条の9第3項において同じ。）により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の</p>	<p>する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>）</p> <p>法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に<u>経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項 _____ において同じ。）により提出することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合</u>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができ。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>	<p>支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合</u>には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができ。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において、支払うべきことが確定した他の退職手当で既に<u>支払がされたもの（次号及び第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合</u>その支払う退職手当等の金額について、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載</u></p>	<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において、支払うべきことが確定した他の退職手当です<u>でに支払がされたもの（次号及び第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合</u>その支払う退職手当等の金額について、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「<u>支払をする者が提供を受けたとき</u>」と、「<u>受理された時</u>」とあるのは「<u>提供を受けた時</u>」とする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者____又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成さ</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者<u>で年齢18歳未満のもの</u>又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成さ</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>れる世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中</p>	<p>れる世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の<u>数</u>に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「<u>「まで」</u>とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）</u>」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 <u>法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は5分の3</u>（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第23項に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2</u>とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p>	<p>「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。））」と、「<u>「まで」</u>とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）</u>」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>法附則第15条第8項に規定する町の条例で定める割合は4分の3</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第19項に規定する町の条例で定める割合は5分の3</u>（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>）とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第26項に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第27項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2</u>とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第27項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第27項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1</u>とする。</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に</p>	<p>9 法附則第15条第28項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第28項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>1.9</u> <u>法附則第1.5条第2.7項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2.0</u> <u>法附則第1.5条第3.0項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2.1</u> <u>法附則第1.5条第3.4項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2.2</u> <u>法附則第1.5条第3.5項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2.3</u> <u>法附則第1.5条第4.2項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2.4</u> <u>法附則第1.5条第4.6項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p><u>2.5</u> (略)</p> <p><u>2.6</u> (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p>	<p>規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2.0</u> <u>法附則第1.5条第3.0項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2.1</u> <u>法附則第1.5条第3.4項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2.2</u> <u>法附則第1.5条第3.8項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>2.3</u> <u>法附則第1.5条第3.9項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>2.4</u> <u>法附則第1.5条第4.1項</u>に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p><u>2.5</u> <u>法附則第1.5条第4.7項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.6</u> (略)</p> <p><u>2.7</u> (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>（2） 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番</u></p>	<p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新設）</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p><u>是</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用する<u>ことができな</u>理由</p> <p>(4) <u>その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度の固定資産税については、<u>第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市(町・村)長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p>	

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が</p>	<p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度又は令和5年度</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に</p>	<p>土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>1 100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度</p>	<p>1 100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上の0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業</p>	<p>分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上の0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用があ</p>	<p>地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</u></p> <p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p> <p><u>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)</u>を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用があ</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>る各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については<u>附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産</p>	<p>る各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については<u>同条第1項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2の2（略）</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451</p>	<p>取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項）において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2の2（略）</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項）において準用する場合を含む。）又は法第451</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限</u></p>	<p>条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限</u></p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については</p> <hr/> <p>自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車}、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に對する第82条の規定の適用については</p> <hr/> <p>ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の</p>	<p>り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車^{が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に對する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車^{が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車}両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の</u></p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u> に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)</u> に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>	<p>種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p><u>の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8. <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<small>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</small></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<small>が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</small></p> <p>2・3（略）</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第22条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<small>が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</small></p> <p>2・3（略）</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第22条（略）</p>

江差町税条例新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第26条 （略）</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>（新設）</p>

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「<u>においては</u>」を「<u>には</u>」に改め、同条第4号中「<u>によつて</u>」を「<u>により</u>」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「<u>又は第31項</u>」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「<u>第321条の8第34項及び第35項</u>」に改める。</p> <p>第20条中「<u>第48条第5項</u>」を「<u>第48条第13項</u>」に改め、「及び第4項」を削る。</p> <p>第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「<u>同号</u>」に、「第48条第10項から第12項まで」を「<u>第48条第17項から第24項まで</u>」に改める。</p> <p>第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「<u>第292条第1項第4号の2</u>」に、「<u>市町村</u>」を「<u>町</u>」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「<u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u>」に改める。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「<u>第31項、第34項及び第35項</u>」に、「<u>第10項、第11項及び第13項</u>」を「<u>第17項、第18項及び第20項</u>」に、「<u>第4項、第19項及び第23項</u>」を「<u>第31項及び第35項</u>」に、「<u>同条第22項</u>」を「<u>同条第34項</u>」に、「<u>第3項</u>」を「<u>第2項後段</u>」に改め、同条第2項中「<u>第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項</u>」を「<u>第66条の7第4項及び第10項</u>」に、「<u>第321条の8第2</u></p>	<p>第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「<u>においては</u>」を「<u>には</u>」に改め、同条第4号中「<u>によつて</u>」を「<u>により</u>」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「<u>又は第31項</u>」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「<u>第321条の8第34項及び第35項</u>」に改める。</p> <p>第20条中「<u>第48条第9項から第16項まで</u>」に改める。</p> <p>第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「<u>同号</u>」に、「第48条第10項から第12項まで」を「<u>第48条第9項から第16項まで</u>」に改める。</p> <p>第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「<u>第292条第1項第4号の2</u>」に、「<u>市町村</u>」を「<u>町</u>」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「<u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u>」に改める。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「<u>第31項、第34項及び第35項</u>」に、「<u>第10項、第11項及び第13項</u>」を「<u>第9項、第10項及び第12項</u>」に、「<u>第4項、第19項及び第23項</u>」を「<u>第31項及び第35項</u>」に、「<u>同条第22項</u>」を「<u>同条第34項</u>」に、「<u>第3項</u>」を「<u>第2項後段</u>」に改め、同条第2項中「<u>第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項</u>」を「<u>第66条の7第4項及び第10項</u>」に、「<u>第321条の8第2</u></p>

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>4項を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第7項中「第13項後段」を「第20項後段」に、「第15項」を「第22項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同条第1項中「第13項」を「第20項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同条第22項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第20項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第15項中「第13項」を「第20項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第14項を同条第21項とし、同条第13項中「第10項」を「第17項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第18項とし、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第19項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を削り、同条第8項を同条第16項とし、同条第7項中「第5項」を「第13項」に、「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第35項」を「第321条の8第61項」に改め、同項を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改め、同項を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第14項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第6項を同条第14項とし、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第33項」に改め、同項を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に改め、同条第33項は第31項に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>において</u>」を「<u>において</u>」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を「第10項」とし、同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を「第10項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を「第10項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p>	<p>4項を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第22項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第31項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第22項」を「第321条の8第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>において</u>」を「<u>において</u>」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を「第10項」とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を「第10項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p>

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>を「同条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第4項の次に次の8項を加える。</p> <p>5 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この項から第12項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。）の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（法第294条第7項に規定する公益法人等をいう。第7項及び第12項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第7項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。</p> <p>6 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第69条第16項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>7 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第10項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用</p>	

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第5項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第10項第1号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度につき前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る同条第34項の規定の適用を受けた書類に当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、法第321条の8第41項及び令第48条の13の2に規定するところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第9項及び第10項第1号において同じ。）を当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除す</p>	

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>8 <u>通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額は、法第321条の8第42項及び令第48条の13の2に規定するところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第10項第1号において同じ。）を加算した金額とする。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。</u></p> <p>10 <u>前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 対象事業年度において第7項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第8項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第6項の規定の適用がある場合</u></p>	

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前												
<p>(2) 法人税法第69条第20項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合</p> <p>1.1 第7項及び第8項の規定は、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。)が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="630 1809 667 1937">第7項</td> <td data-bbox="630 1534 874 1809"> <p>の各事業年度(以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度</p> </td> <td data-bbox="630 1187 1045 1534"> <p>が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 1809 1117 1937">税額控除額(当該対象事業年度</td> <td data-bbox="1045 1534 1117 1809">税額控除額(当該最終事業年度</td> <td data-bbox="1045 1187 1117 1534">税額控除額(当該最終事業年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 1809 1189 1937">超える場合には</td> <td data-bbox="1117 1534 1189 1809">超えるときは</td> <td data-bbox="1117 1187 1189 1534">超えるときは</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1809 1364 1937">を当該対象事業年度における対象事業年度において</td> <td data-bbox="1189 1534 1364 1809">を当該最終事業年度</td> <td data-bbox="1189 1187 1364 1534">を当該最終事業年度</td> </tr> </table> <p>第8項</p>	第7項	<p>の各事業年度(以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度</p>	<p>が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。))</p>	税額控除額(当該対象事業年度	税額控除額(当該最終事業年度	税額控除額(当該最終事業年度	超える場合には	超えるときは	超えるときは	を当該対象事業年度における対象事業年度において	を当該最終事業年度	を当該最終事業年度	
第7項	<p>の各事業年度(以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度</p>	<p>が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。))</p>											
税額控除額(当該対象事業年度	税額控除額(当該最終事業年度	税額控除額(当該最終事業年度											
超える場合には	超えるときは	超えるときは											
を当該対象事業年度における対象事業年度において	を当該最終事業年度	を当該最終事業年度											

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後		改正前																		
	<table border="1"> <tr> <td>場合には、当該対象事業年度</td> <td>日の翌日以後にときは、最終事業年度</td> </tr> </table>	場合には、当該対象事業年度	日の翌日以後にときは、最終事業年度																	
場合には、当該対象事業年度	日の翌日以後にときは、最終事業年度																			
12	<p>第7項及び第8項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第7項</td> <td> <p>の各事業年度（以下の各事業年度から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度</p> </td> <td> <p>が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>税額控除額（当該対象事業年度</p> </td> <td> <p>税額控除額（当該最終事業年度</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>超える場合には</p> </td> <td> <p>超えるときは</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>を当該対象事業年度</p> </td> <td> <p>を当該最終事業年度</p> </td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td> <p>の対象事業年度において</p> </td> <td> <p>が法第24条第5項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>場合には、当該対象事業年度</p> </td> <td> <p>ときは、最終事業年度</p> </td> </tr> </table>	第7項	<p>の各事業年度（以下の各事業年度から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度</p>	<p>が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>		<p>税額控除額（当該対象事業年度</p>	<p>税額控除額（当該最終事業年度</p>		<p>超える場合には</p>	<p>超えるときは</p>		<p>を当該対象事業年度</p>	<p>を当該最終事業年度</p>	第8項	<p>の対象事業年度において</p>	<p>が法第24条第5項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に</p>		<p>場合には、当該対象事業年度</p>	<p>ときは、最終事業年度</p>	
第7項	<p>の各事業年度（以下の各事業年度から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度</p>	<p>が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>																		
	<p>税額控除額（当該対象事業年度</p>	<p>税額控除額（当該最終事業年度</p>																		
	<p>超える場合には</p>	<p>超えるときは</p>																		
	<p>を当該対象事業年度</p>	<p>を当該最終事業年度</p>																		
第8項	<p>の対象事業年度において</p>	<p>が法第24条第5項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に</p>																		
	<p>場合には、当該対象事業年度</p>	<p>ときは、最終事業年度</p>																		

江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。</p> <p>第52条第2項中「第48条第7項」を「第48条第15項」に、「第7項」を「第15項」に改め、同条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p> <p>第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。</p> <p>附則第3条の2第1項中「第48条第5項」を「第48条第13項」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>	<p>第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p> <p>第52条第4項</p> <p>____から第6項までを削る。</p> <p>第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。</p> <p>附則第3条の2第2項 ____中「及び第4項」を削る。</p> <p>(新設)</p>

固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

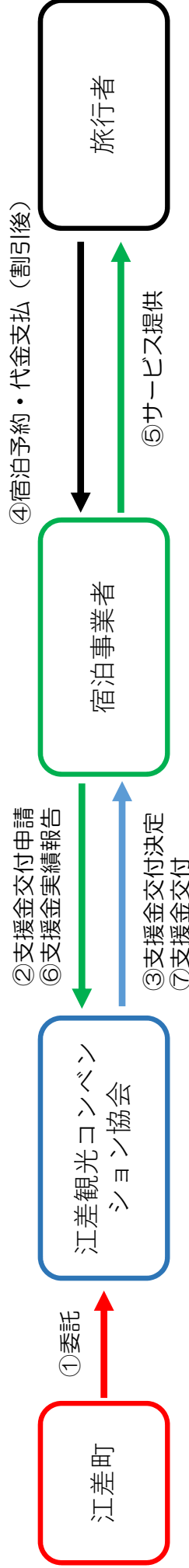
改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p><u>4</u>。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

「江差割」宿泊キャンペーン（事業継続）

【事業費 10,080千円】

目的	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、令和2年度において町内における宿泊に対して料金の割引を実施。冬期間における新型コロナウイルス感染拡大により旅行需要が低迷するなかで春からの観光シーズンを迎えるにあたり、引き続き観光客の回復に向けた取り組みとして事業の継続をするもの。</p>
概要	<p>町内宿泊施設への宿泊料金を料金区分により割引（連泊は初日のみ対象）し、割引分を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和3年4月3日～10月1日（9/30宿泊分まで対象） ・対象者は道民に限る。（ただし、新型コロナウイルス感染症対策に係る札幌市の移動制限等により、令和3年5月14日までは札幌市からの新規予約は停止。） ・北海道が実施する『どうみん割「新たな旅のスタイル」』と併用しての利用も可能。 ・事業延長の位置づけとして、各施設の支援上限は令和2年度における配分枠の範囲内を上限とする。

1人当たりの宿泊料金	割引額
① 1,000円～5,999円	1,000円
② 6,000円～9,999円	3,000円
③ 10,000円～14,999円	5,000円
④ 15,000円～19,999円	7,500円
⑤ 20,000円～	10,000円



【事業費（内訳）】

（単位：千円）

区分	予算額	算出内訳
割引支援分	9,920	$@1,000円 \times 210人 \times 1施設 = 210千円$ $@3,000円 \times 310人 \times 7施設 = 6,510千円$ $@10,000円 \times 320人 \times 1施設 = 3,200千円$
事務費	160	振込手数料ほか
合計	10,080	

資料3



新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (ワクチン接種委託料 補正)

健康推進課

● 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、まん延防止を図ることを目的とする。

国の主導のもと、地域において町民が安全で円滑にワクチンを接種できる体制を構築し、接種を実施する。

● 接種対象者

江差町に住所を有する16歳以上の方（ファイザー社製ワクチン）

※各ワクチンの薬事承認において有効性や安全性を考慮し、接種対象者が示される

対象者人数（令和3年4月1日現在）

6,582名	【内訳】16歳～64歳	3,687名
	65歳以上	2,895名

（昭和32年4月1日生以前の方）

● 補正予算額 29,601千円

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 10/10

予算科目 4衛生費・1保健衛生費・2予防費・12委託料

高齢者の先行接種について

- 先行接種対象者 : 高齢者施設入所者及び従事者
感染リスク及びワクラスター発生予防
- ワクチン到着 : 4月24日(土) ※ワクチン配分量1箱195バイアル
- ワクチン保管場所 : 保健センター 975回分(約487人分)
道内の先行接種配布分として
供給されたもの
- 接種開始時期
令和3年4月26日以降、接種体制の整った施設から順次開始
えさし荘 4月28日～接種開始 (令和3年4月19日現在)
※ 接種日程を消防・道立に連絡
- 接種担当医療機関
別紙とおりの
- 施設接種を行う医療従事者のワクチン接種
1回目 4月15日・16日 22名 接種
2回目 5月6日・7日

高齢者の先行接種について

接種担当医療機関

令和3年4月22日現在

施設名	入所者	職員	計	接種回数	接種担当医療機関
えさし荘	112	91	203	406	佐々木病院
カタセール	64	62	126	252	自施設での接種
ひのき	61	36	97	194	江差脳神経
なごみ・あかり	40	29	69	138	勤医協
かもめ荘	18	19	37	74	勤医協
計	295	237	532	1,064	

- 施設と医療機関で接種日程等を調整
- 接種日程は役場に報告
- 役場から道立・消防に接種日程を報告

一般高齢者の接種

- 接種券等の発送 : 4月26日(月) 郵送
65歳以上の江差町に住所を有する方 全員
同封したもの: 接種券・予診票2枚・お知らせ・注意事項
バス運行表
- 周知 : 戸別チラシ配布 → 65歳以上のみならず、町内全戸に周知
広報5月号記事
- 接種時期及び接種方法
 - ・5月中旬から集団接種で開始
 - ※ ワクチンの性質上、できるだけ効率よく接種するため。
 - ・コールセンターによる予約制
- 接種会場及び日時 : 別紙とおおり

一般高齢者の接種

①道立江差高等看護学院体育館

(メイン会場)

平日(水曜・木曜・金曜) 受付時間 午後1時～4時

	1回目	2回目	スタッフ等
①	5月19日(水) ▶	6月9日(水)	診察：道立病院医師 接種：道立病院看護師 接種サポート： サッドラ薬剤師
②	5月20日(木) ▶	6月10日(木)	
③	5月21日(金) ▶	6月11日(金)	
④	5月26日(水) ▶	6月16日(水)	
⑤	5月27日(木) ▶	6月17日(木)	
⑥	5月28日(金) ▶	6月18日(金)	
⑦	6月2日(水) ▶	6月23日(水)	
⑧	6月3日(木) ▶	6月24日(木)	
⑨	6月4日(金) ▶	6月25日(金)	

※できるだけ限り高等看護学院体育館での接種の協力を求める

※高等看護学院体育館会場のみ送迎バスを運行

(会場付近に駐車場が少ない・病院駐車場から500mほどあるため)

■ 両会場ともに、1時間ごとに受付。1時間 37人～38人受付

②保健センター

(サブ会場)

隔週土曜日 受付時間 午後1時～4時

	1回目	2回目	スタッフ等
①	5月15日(土) ▶	6月5日(土)	1日約100人
②	5月29日(土) ▶	6月19日(土)	

スタッフ：診察 勤医協江差診療所医師

接種 勤医協江差診療所看護師

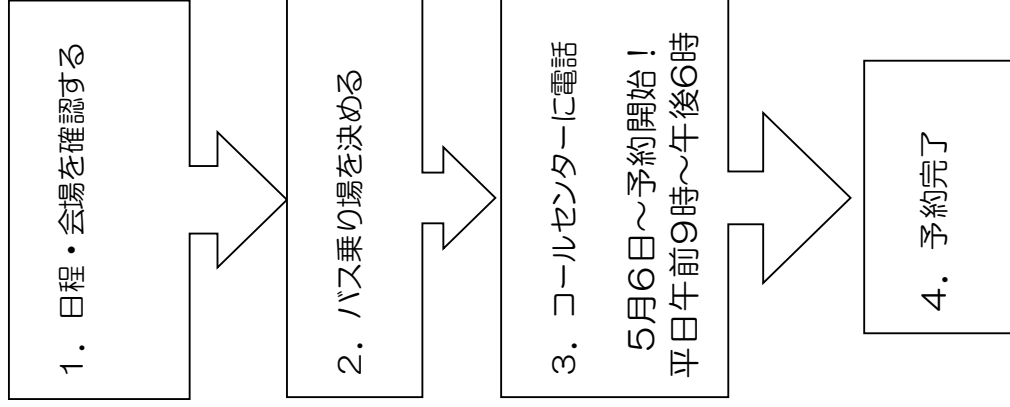
江差脳神経外科クリニック看護師

接種サポート サッドラ薬剤師

※ 原則、保健センター会場は次のような方を対象としています。
 ・平日都合がつかない方
 ・バス移動が困難な方
 ・ヘルパーの介助が必要な方

一般高齢者の接種

◆ 予約開始は 5月6日（木） です。
ご留意ください。



- ◆ 高等看護学院体育館会場で接種することを原則とする
- ◆ 保健センター会場は次のような方の接種機会として設定
 - ・ 仕事の都合等で平日接種が困難な方
 - ・ バスでの移動が困難な方
 - ・ ヘルパー等の介助がなければ移動ができない方 など
- ◆ 会場入り口付近は駐車スペースがないので、原則バスの利用を勧奨
会場入り口は、病院駐車場からも500メートルほどある
- ◆ バス運行表から、近くのバス乗り場を探す
- ◆ 役場に電話をしても予約はできない
必ずコールセンターに電話すること
- ◆ ①接種券番号 ②氏名 ③電話番号 ④接種日（受付番号）⑤バス乗り場 を
確認される。
メモ等準備して、予約するところ
- ◆ 接種日、バス乗り場、バス出発時間等をカレンダー等にメモしておくことをお勧めします

コールセンターで受付
☎ 0120-511-400
受付時間
平日午前9時～午後6時

接種当日の持ち物：接種券・予診票
本人確認ができるもの（免許証・保険証など）
注意点：
・ 自宅を出る前に体温測定
・ マスク着用
・ 肩を出しやすい服装



新型コロナウイルスワクチン接種の流れ

(接種順位：高齢者／昭和 32 年 4 月 1 日以前生まれの方)



接種の流れ

日程・会場を
確認する

※裏面をご覧ください

日程：(1回目接種) 5月19日～6月4日の毎週水・木・金曜日

(2回目接種) 6月9日～6月25日の毎週水・木・金曜日

会場：北海道立江差高等看護学院体育館 (道立病院を薬局側から裏手に入る)

受付時間：午後1時～4時 1日の最大接種人数：150人

バスのりば
を決める

※別紙あります

別紙「会場送迎バスのご案内」をご覧ください。

当日はたくさんの方が来場されます。会場入口付近は駐車スペースがないことから(病院駐車場からも500mほどあります)、原則バスでお越しいただくようお願いいたします。

電話予約

5/6～開始!

※申込番号は裏面を
ご覧ください

新型コロナウイルスワクチン接種 予約受付コールセンター

5/6～受付開始 ☎0120-511-400 (受付時間：平日9時～18時)

予約時は、①接種券番号 ②氏名 ③電話番号 ④接種日(申込番号)

⑤バスのりば を確認しますので、メモ等ご準備のうえ、予約をお願いします。

※役場では予約受付しておりません※

接種する

(1回目)

(持ちもの) 接種券・予診票・本人確認ができるもの※運転免許証・保険証など

予診票1枚を必ず記載のうえ、封筒のままお持ちください!!

(服装) 半袖のうえに

カーディガンなどを羽織ってお越してください。



長袖では、まくりあげるのが難しい
肩の上の方の筋肉に接種を行います

体調の確認

接種する

(2回目)

※1回目から
3週間後

1回目から 3週間後に2回目を接種します。

1回目ご予約の日から3週間後が自動的に2回目の接種日となります。

同じのりば・同時刻のバスに乗ってお越してください。

体調の確認

接種後は、次のような副反応が報告されていますが、症状の多くは翌日に現れ

1-2日で軽快します。症状が治まらない場合や、不安が強い場合は、

北海道の相談ダイヤルをご活用ください。

接種部位の痛み 80% 発熱 9% 倦怠感 38% 頭痛 20% ※先行接種結果 65歳以上

相談ダイヤル 北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター ☎ 0120-306-154

● 集団接種日程

予約時は下記の申込番号をお伝えください。

申込番号は、バス運行表とも同じ番号となっています。

会場：北海道立高等看護学院 体育館		受付時間		13:00～		14:00～		15:00～		16:00～	
接種日		13:30	14:30	15:30	16:30	13:30	14:30	15:30	16:30	13:30	16:30
1回目	5月19日 (水)	申込番号 1	申込番号 2	申込番号 3	申込番号 4	申込番号 1	申込番号 2	申込番号 3	申込番号 4	申込番号 1	申込番号 2
2回目	6月9日										
1回目	5月20日 (木)	5	6	7	8	5	6	7	8	5	8
2回目	6月10日										
1回目	5月21日 (金)	9	10	11	12	9	10	11	12	9	12
2回目	6月11日										
1回目	5月26日 (水)	申込番号 13	申込番号 14	申込番号 15	申込番号 16	申込番号 13	申込番号 14	申込番号 15	申込番号 16	申込番号 13	申込番号 16
2回目	6月16日										
1回目	5月27日 (木)	17	18	19	20	17	18	19	20	17	20
2回目	6月17日										
1回目	5月28日 (金)	21	22	23	24	21	22	23	24	21	24
2回目	6月18日										
1回目	6月2日 (水)	申込番号 25	申込番号 26	申込番号 27	申込番号 28	申込番号 25	申込番号 26	申込番号 27	申込番号 28	申込番号 25	申込番号 28
2回目	6月23日										
1回目	6月3日 (木)	29	30	31	32	29	30	31	32	29	32
2回目	6月24日										
1回目	6月4日 (金)	33	34	35	36	33	34	35	36	33	36
2回目	6月25日										

＝予約メモ＝ ※予約した内容を記録するために、お使いください。

接種日 1回目 月 日 () 曜日

バスのりば () 出発時間 (:)

持ち物：接種券・予約票・本人確認ができる書類（保険証・運転免許証など）



● 接種方法についてのよくあるご質問

Q バスに1人で乗車することが難しい（ご家族や介護者の付き添いが必要な方）、仕事で平日日程の都合がつかない場合は？

会場：江差町保健センター		受付時間		13:00～		14:00～		15:00～		16:00～	
接種日		13:30	14:30	15:30	16:30	13:30	14:30	15:30	16:30	13:30	16:30
1回目	5月15日 (土)	申込番号 37	申込番号 38	申込番号 39	申込番号 40	申込番号 37	申込番号 38	申込番号 39	申込番号 40	申込番号 37	申込番号 40
2回目	6月5日										
1回目	5月29日 (土)	41	42	43	44	41	42	43	44	41	44
2回目	6月19日										

※バス送迎はありません

A 保健センター会場もあります。ただし、日程・定員に限りがあるため、上記の様な特段の事情のない方は、原則、看護学院会場で接種下さいますようお願いいたします。

また、ワクチンが無駄なく接種するため、まずは集団接種で実施しますが、個別接種についても、現在調整中です。詳細が決まり次第、お知らせします。

Q 江差町外での接種はできるの？

A 原則、住所地（江差町）での接種となりますが、やむを得ない場合は、居住地で接種することができます。

入院中・施設入所中など…入院（入所）中の医療機関・施設にお問い合わせ下さい。

それ以外の方…接種を受ける居住地に「住所外接種届」の申請が必要になります。接種方法・申請方法を居住地にお問い合わせ下さい。

※ 今後、厚生労働省のコロナワクチン総合家内サイト「コロナワクチンナビ」で、Web 申請も可能となる予定です。

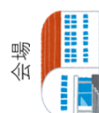
新型コロナウイルスワクチン接種

会場送迎バスのご案内（〇日にちから探す）

バス運行のイメージ



※裏面に「〇バスのりばから探す」案内もあります



13:40頃着

14:00～15:00接種

5/19（水）		2回目接種	6/9（水）
申込番号	のりば	出発時間	
1	うぐい川寿の家	12:05	
	旧朝日小中学校前	12:20	
2	田沢憩いの家	13:35	
3	小黒部寿の家	14:20	
4	五里沢集会所	15:15	
	水堀コミュニティセンター	15:30	

5/20（木）		2回目接種	6/10（木）
申込番号	のりば	出発時間	
5	椴川町バス停	12:05	
	柏団地前	12:15	
6	江差北小中学校前バス停	13:35	
7	鷗島入口バス停	14:15	
	姥神町フェリー前	14:25	
8	柳崎児童館	15:35	

5/21（金）		2回目接種	6/11（金）
申込番号	のりば	出発時間	
9	南が丘ふれあいセンター	12:15	
10	大潤町バス停	13:25	
	泊町バス停	13:35	
11	陣屋団地バス停	14:10	
	檜山振興局前バス停	14:20	
12	愛宕町バス停	15:30	

5/26（水）		2回目接種	6/16（水）
申込番号	のりば	出発時間	
13	南が丘小学校前	12:20	
14	尾山町バス停	13:25	
	伏木戸町バス停	13:35	
15	南浜町バス停	14:20	
16	柳崎児童館	15:35	

5/27（木）		2回目接種	6/17（木）
申込番号	のりば	出発時間	
17	愛宕町バス停	12:30	
18	橋本町バス停	13:25	
19	文化会館前	14:15	
	茂尻町バス停	14:25	
20	中網老人憩いの家	15:15	
	越前寿の家	15:25	

5/28（金）		2回目接種	6/18（金）
申込番号	のりば	出発時間	
21	円山町バス停	12:20	
22	中歌町バス停	13:30	
23	新地町バス停	14:25	
24	豊川会館前	15:25	

6/2（水）		2回目接種	6/23（水）
申込番号	のりば	出発時間	
25	南が丘団地バス停	12:15	
26	円山町バス停	13:20	
27	陣屋団地バス停	14:10	
	檜山振興局前バス停	14:20	
28	豊川町あすなろ	15:25	
	ケーターリングセンター前		

6/3（木）		2回目接種	6/24（木）
申込番号	のりば	出発時間	
29	柏森神社前	12:20	
30	中歌町バス停	13:30	
31	南浜町バス停	14:20	
32	豊川会館前	15:20	
	豊川町ミツセ前	15:30	

6/4（金）		2回目接種	6/25（金）
申込番号	のりば	出発時間	
33	運動公園前バス停	12:15	
34	鷗島入口バス停	13:15	
	姥神町フェリー前	13:25	
35	文化会館前	14:15	
	茂尻町バス停	14:25	
36	橋本町バス停	15:25	

（注意事項）

バス内は最大37人が乗車します。乗車中、窓を開けて換気を行いますので、ご了承くださいませようお願いします。

当日は、事前に体温を測定のうえ、発熱・風邪症状がないことを確認し、マスク着用でご乗車ください。

※地区割にてバス運行をしますので、原則バスを利用してご来場してください。



新型コロナウイルスワクチン接種 会場送迎バスのご案内 (ρバスのりばから探す)



愛宕町バス停	申込番号 12	5/21 (金) 15:30	申込番号 17	5/27 (木) 12:30
豊川町ミツセ前	申込番号 32	6/3 (木) 15:25		
豊川会館前	申込番号 24	5/28 (金) 15:25	申込番号 32	6/3 (木) 15:20
豊川町あすなろケータ リングセンター前	申込番号 28	6/2 (水) 15:25		
中歌町バス停	申込番号 22	5/28 (金) 13:30	申込番号 30	6/3 (木) 13:30
姥神町フェリー前 バス停	申込番号 7	5/27 (木) 14:25	申込番号 34	6/4 (金) 13:25
鷗島入口バス停	申込番号 7	5/20 (木) 14:15	申込番号 34	6/4 (金) 13:15

下町地区

新地町バス停	申込番号 23	5/28 (金) 14:25		
橋本町バス停	申込番号 18	5/27 (木) 13:25	申込番号 36	6/4 (金) 15:25
円山町バス停	申込番号 21	5/28 (金) 12:20	申込番号 26	6/2 (水) 13:20
茂尻町バス停	申込番号 19	5/27 (木) 14:25	申込番号 35	6/4 (金) 14:25
文化会館前	申込番号 19	5/27 (木) 14:15	申込番号 35	6/4 (金) 14:15
陣屋団地バス停	申込番号 11	5/21 (金) 14:10	申込番号 27	6/2 (水) 14:10
檜山振興局前バス停	申込番号 11	5/21 (金) 14:20	申込番号 27	6/2 (水) 14:20

上町地区

南が丘 ふれあいセンター	申込番号 9	5/21 (金) 12:15		
南が丘団地バス停	申込番号 25	6/2 (水) 12:15		
運動公園前バス停	申込番号 33	6/4 (金) 12:15		
南が丘小学校前	申込番号 13	5/26 (水) 12:20		
南浜町バス停	申込番号 15	5/26 (水) 14:20	申込番号 31	6/3 (木) 14:20
柏団地前	申込番号 5	5/20 (木) 12:15		
柏森神社前	申込番号 29	6/3 (木) 12:20		
椴川町バス停	申込番号 5	5/20 (木) 12:05		

南が丘・五勝手方面

柳崎児童館	申込番号 8	5/20 (木) 15:35	申込番号 16	5/26 (水) 15:35
水堀コミュニティ センター	申込番号 4	5/19 (水) 15:30		
江差北小中学校バス停	申込番号 6	5/20 (木) 13:35		
五厘沢集会所	申込番号 4	5/19 (水) 15:15		
越前寿の家	申込番号 20	5/27 (木) 15:25		
中網老人憩いの家	申込番号 20	5/27 (木) 15:15		
小黒部寿の家	申込番号 3	5/19 (水) 14:20		
旧朝日小中学校前	申込番号 1	5/19 (水) 12:20		
うぐい川寿の家	申込番号 1	5/19 (水) 12:05		

北部地区

大潤町バス停	申込番号 10	5/21 (金) 13:25		
泊町バス停	申込番号 10	5/21 (金) 13:35		
田沢憩いの家	申込番号 2	5/19 (水) 13:35		
尾山町バス停	申込番号 14	5/26 (水) 13:25		
伏木戸町バス停	申込番号 14	5/26 (水) 13:35		

日明地区

ワクチン接種の予約は...

予約コールセンター ☎ 0120-511-400

バス停の場所等のお問い合わせは...

会場健康推進課 ☎ 0139-52-6718

江差町運動公園乗用ロータリーモア(芝集草機・グラウンドブラシ)

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課	
事 務 事 業 名	江差町運動公園乗用ロータリーモア (芝刈機更新)	
総 事 業 費	870千円 (17節)	
事 業 内 容	購 入 備 品	グラスキャッチャー・グラウンドブラシ一式
	経 過 年 数	21年



既存の乗用芝刈機



既存の集草機



既存の集草機

経 過	<p>平成11年に江差町運動公園町民野球場開設時より約21年間、緑地管理として稼働している乗用ロータリーモア(芝刈機)において度重なる故障により、その機能を有していない状況にあるため、既存の集草機やグラウンドブラシを再利用できる互換性のある芝刈機を検討し、令和2年度内において見積を徴し、令和3年度予算計上をしていた。</p> <p>しかし、本年度、メーカーより芝刈機の規格が新しくなり当初予定していた機器類が製造及び提供できない状況になった。これにより、互換性を確認していた既存の集草機やグラウンドブラシが使用できなくなったため、あわせて付属機器の更新も必要となった。</p>
-----	---

乗 用 ロ ー タ リ ー モ ア (芝 刈 機) の 役 割	<p>運動公園緑地の安全・安心な施設利用を確保するとともに、芝刈機の特性を最大限に生かして運動公園内各施設の維持管理に積極的に取り組み、景観及び施設利用者の利用向上に資する管理運営を行う。</p> <p>本公園内は、野球場・多目的広場(公認陸上競技場)・芝生広場など天然芝のフィールドが広がっており、スポーツ活動の活性化、自然とのふれあいを通してウォーキングをする等、心身を育む場所としての機能を有しております。</p> <p>このため、本公園の基本的な維持管理のためには、芝刈機の更新及び付属品の更新が必要となります。</p>
-----------------------------------	--